

長崎大学における点検及び評価に関する規則

平成17年4月1日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎大学（以下「本学」という。）における点検及び評価（教員個人の活動状況についての自律的かつ定期的な点検及び評価を除く。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人評価 国立大学法人評価委員会が行う本学の評価をいう。
- (2) 認証評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）第69条の3第2項に規定する認証評価機関（以下「認証評価機関」という。）が行う本学の評価をいう。
- (3) 部局等 各学部、各研究科、熱帯医学研究所、医学部・歯学部附属病院、附属図書館、学内共同教育研究施設等（保健管理センターを含む。）及び事務局をいう。

(自己点検・評価の実施)

第3条 法人評価の場合にあっては、各事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会が定める評価基準等により、自己点検・評価を実施するものとする。

2 認証評価の場合にあっては、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関が定める評価基準等により、自己点検・評価を実施するものとする。

3 前2項に規定する自己点検・評価については、長崎大学計画・評価本部（以下「計画・評価本部」という。）が、部局等と連携及び調整を図りながら、その案を作成するものとする。

4 部局等は、計画・評価本部が実施する案の作成に関して、データの提供その他必要な協力を行うものとする。

(部局等における点検及び評価)

第4条 部局等は、自らの教育研究活動等の状況を検証するため、自ら定める評価基準等により、自己点検・評価を実施するほか、第三者評価（本学以外の機関が行う評価をいう。以下同じ。）又は外部評価（部局等が主体となって行う学外者による評価をいう。以下同じ。）の実施に努めるものとする。

2 部局等の長は、前項の自己点検・評価、第三者評価及び外部評価の結果について、学長に報告するものとする。

(評価結果の利用)

第5条 学長及び部局等の長は、本学及び部局等のより一層の活性化を促すために評価結果を積極的に利用するとともに、改善が必要と認められる事項についてはその改善に努めなければならない。

(評価結果の公表)

第6条 法人評価及び認証評価並びに本学及び部局等が行う自己点検・評価等の結果は、文書冊子、電

子媒体等により公表するものとする。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか，自己点検・評価及びその他の評価に関し必要な事項は，別に定めることができる。

附 則

この規則は，平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。